(別紙4)

(抄)○平成十五年三月環境省告示第十八号(土壌汚染対策法施行規則第五条第三項第四号の規定に基づく環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法)○平成十五年三月環境省告示第十八号(土壌汚染対策法施行規則第五条第三項第四号の規定に基づく環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法)平成十五年三月環境省告示第十八号(土壌汚染対策法施行規則第五条第三項第四号の規定に基づく環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法

ほう素及びその化合物	(略)	ふつ素及びその化合物	(斑谷)	セレン及びその化合物	(服务)	特定有害物質の種類	別表	7/
規格K0102の47.1 <u>、47.3又は47.4に定める</u> 方 法	(規格K0102の34.1に定める方法又は規格K010 2の34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める 方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法 で妨害となる物質が共存しない場合にあって は、これを省略することができる。)及び水 質環境基準告示付表6に掲げる方法	(略)	規格K0102の67.2 <u>、67.3又は67.4</u> に定める方 法	(測定方法		改正
ほう素及びその化合物	(四名)	ふつ素及びその化合物	(既答)	セレン及びその化合物	(毘洛)	特定有害物質の種類	別表	
規格K0102の47.1 <u>若しくは47.3に定める方</u> 法又は水質環境基準告示付表7に掲げる方	(規格K0102の34.1に定める方法又は水質環境基準告示付表6に掲げる方法	(略)	規格K0102の67.2 <u>又は67.3</u> に定める方法	(昭)	測定方法		現

	(略)	
	())	
H		_
	_	
	(略)	
	(昭各)	法